

ＬＰ協会保安第２１～４９号

平成２１年９月２９日

都道府県協会 御 中
企 業 会 員 各 位

(社)エルピーガス協会

消費者の生命、身体に係るＬＰガス事故が発生した場合の事故報告について
(お願い)

標記につきまして、別添のとおり経産省液化石油ガス保安課より、ＬＰガスの供給先において、消費者の生命、身体に係るＬＰガス事故が発生した場合は、産業保安監督部に速やかに報告するよう協力要請がありました。

これは、この９月１日に消費者庁が設立され、同日に施行された消費者安全法に基づき、事故情報を行政機関から消費者庁に通知する制度が開始されたためです。

具体的には、消費者安全法の政令要件（死亡、３０日以上に加療が必要な重症、ＣＯ中毒、消防当局の火災認定のある事故（疑いのある場合も含む））を満たすＬＰガス事故の発生を知った場合には、産業保安監督部に速やかに報告するよう求めているものです。

また、今回の要請に係る事故報告を取り消す場合の様式が併せて示されました。

なお、これまで高圧法液石則第９３条の２により、特定消費設備（末端ガス栓、燃焼器用ホース、コンロ、湯沸器等）に関する重大事故は、産業保安監督部に直ちに報告することになっていますが、今回の要請はこれに加え、特定消費設備以外（供給設備等）の事故についても報告を求めているものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員への周知徹底をお願いいたします。

また、企業会員におかれましては社内での周知徹底お願いいたします。

協力要請の内容

○ 消費者安全法の重大事故等の要件を満たす事故の監督部への報告

ＬＰガスの供給先において消費者安全法の重大事故等の政令要件（死亡、３０日以上に加療が必要な重傷、ＣＯ中毒、消防当局による火災認定のある事故（疑いを含む））を満たす事案の発生を知った場合には、休日・夜間を問わず躊躇することなく所管の産業保安監督部へ速やかに報告する。

- ・ 高圧法液石則第９３条の２により特定消費設備（末端ガス栓、燃焼器用ホース、コンロ、湯沸器等）に関する重大事故を報告することになっていますが、今回の要請はこれに加え、特定消費設備以外（供給設備等）の事故についても報告を求めているものです。
- ・ 事故の発生を知った場合（疑いを含む）は報告してください。
- ・ 報告の方法は、電話、ＦＡＸその他適当な方法で結構です。
- ・ 消費者安全法及び政省令は以下の消費者庁ホームページ内の下記ページに掲載されています。（重大事故の定義は消費者安全法第１２条、消費者安全法施行令第４条・５条です）

<http://www.caa.go.jp/safety/index.html>

○ 重大事故等の報告の取り下げ依頼書の提出

今回の要請による事故報告後、ＬＰガス事故でないことが判明した場合は、別紙「取り下げ依頼書」を同監督部へ提出してください。（同依頼書の提出を受けてＬＰガス事故から除外するとのことです。）

以 上

発信手段：Ｅメール、担当：保安グループ